

中間状況報告 補足資料

【目次】

1. 地域コミュニティのしくみづくり支援事業	
(1) 地域まちづくり協議会一覧	P 1
(2) 地域予算制度の概要（案）	P 2
2. 市民参画協働事業（協働の仕組みの見直し）	
(1) 協働事業一覧	P 3
3. 市民活動応援事業	
(1) 亀山市民活動応援制度について	P 7
(2) 亀山市民活動応援制度の審査結果について	P 9
(3) 市民活動団体の登録審査及び市民活動応援制度の検証に 関する検討結果報告書	P 1 2
4. まちづくり基本条例との整合の検証	
(1) 整合マニュアルの改訂	P 4 1
(2) 職員への周知	P 4 3

亀山市地域まちづくり協議会設立一覧

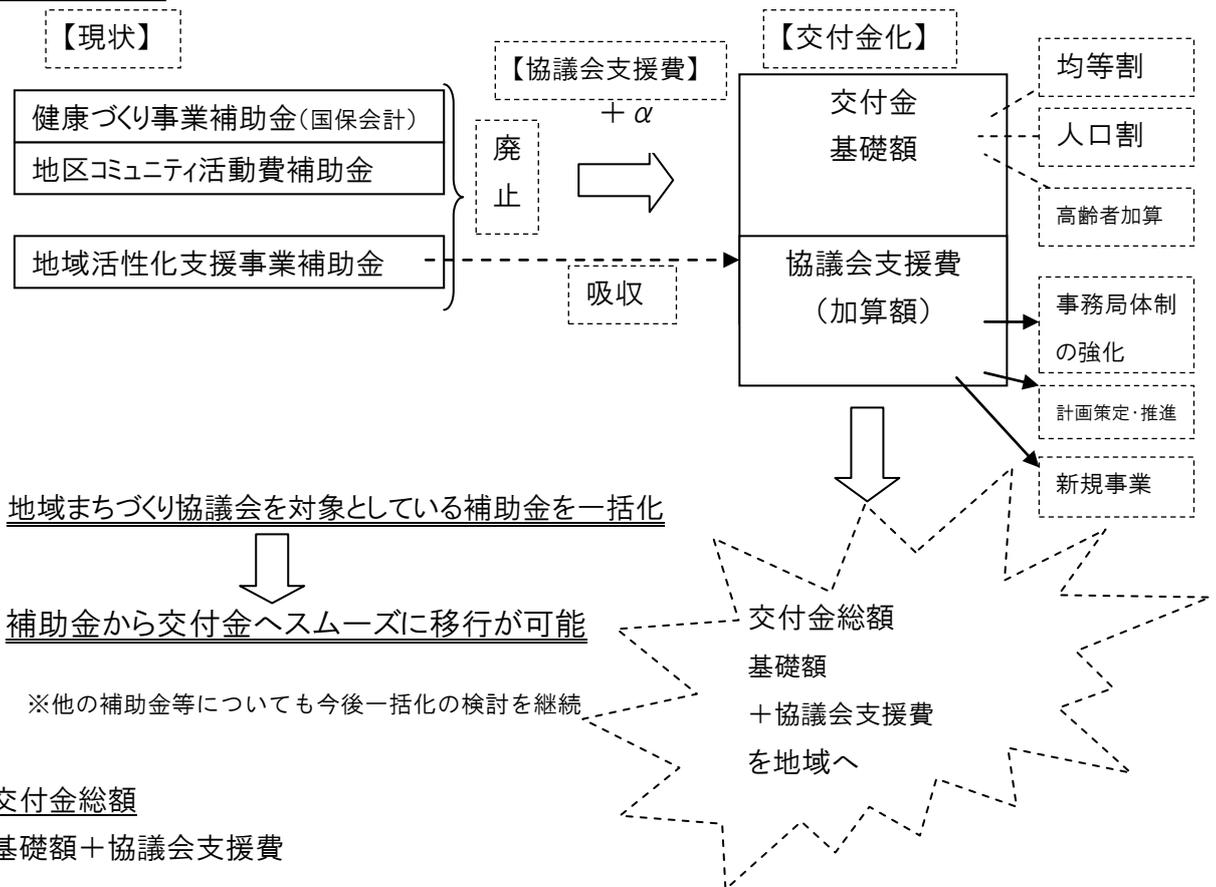
	設立年月日 (総会の日)	名称	活動拠点施設	代表者の氏名
1	H25.4.14	川崎地区まちづくり協議会	川崎地区コミュニティセンター	とみお のぶたか 富尾 信隆
2	H25.4.20	昼生地区まちづくり協議会	昼生地区コミュニティセンター	こぶが かずみ 国分 一美
3	H26.4.19	城北地区まちづくり協議会	城北地区コミュニティセンター	わかばやし しょうじ 若林 庄二
4	H26.4.20	関南部地区まちづくり協議会	関南部地区コミュニティセンター	にしかわ きよし 西川 喜賀
5	H26.4.26	野村地区まちづくり協議会	野村地区コミュニティセンター	いまにし やすたか 今西 康隆
6	H27.4.26	神辺地区ふれあいまちづくり協議会	神辺地区コミュニティセンター	とりの よしゆき 鳥居 芳幸
7	H27.4.26	野登地区まちづくり協議会	野登地区コミュニティセンター	かわい てるみち 川合 照道
8	H27.5.9	加太地区まちづくり協議会	林業総合センター	むらた あつし 村田 篤志
9	H27.5.10	関宿まちづくり協議会	関文化交流センター	うらの あきひろ 浦野 明博
10	H27.5.12	白川地区まちづくり協議会	白川地区北コミュニティセンター	あきの しげのぶ 浅野 重信
11	H28.4.16	北東地区まちづくり協議会	北東地区コミュニティセンター	あつみ ひろし 渥美 弘
12	H28.4.23	井田川北まちづくり協議会	井田川地区北コミュニティセンター	なかお かつよし 中尾 勝義
13	H28.4.23	御幸地区まちづくり協議会	御幸地区コミュニティセンター	こばやし しょういち 小林 昭一
14	H28.4.24	関北部地区まちづくり協議会	関町北部ふれあい交流センター	ひらの あきやす 平野 明保
15	H28.4.24	城西地区まちづくり協議会	城西地区コミュニティセンター	ひろもり いさお 廣森 勲
16	H28.4.24	坂下地区まちづくり協議会	鈴鹿馬子唄会館	やまうち ひでき 山内 秀喜
17	H28.4.24	東部地区まちづくり協議会	東部地区コミュニティセンター	さかい あきのり 酒井 昭典
18	H28.4.24	本町地区まちづくり協議会	本町地区コミュニティセンター	とよだ まさみ 豊田 正三
19	H28.5.7	城東地区まちづくり協議会	城東地区コミュニティセンター	おおたに ひでよ 大谷 秀世
20	H28.5.14	南部地区まちづくり協議会	南部地区コミュニティセンター	くすい ともひさ 楠井 智久
21	H28.5.15	井田川地区南まちづくり協議会	井田川地区南コミュニティセンター	まつうえ ひろのり 松上 博則
22	H28.5.15	天神・和賀地区まちづくり協議会	天神・和賀地区コミュニティセンター	まつなが まさお 松永 良

○地域予算制度の概要（案）

（目的）

亀山市地域まちづくり協議会条例第10条に基づく必要な財政的支援として、地域まちづくり協議会に対して交付金を交付し、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念に則った協議会活動の推進を支援するものです。

1 事業イメージ



2 交付金総額

基礎額+協議会支援費

3 特徴

(1) 交付金の使途

・地域まちづくり協議会の判断と責任のもとに交付金の使途を決めることができます。

(2) 基金の設置

・後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、交付金の中から基金を設置することができます。

・交付金は、3年以内の期間を定めて積み立てることができます。

(3) 対象事業

・地域まちづくり協議会条例第5条に掲げる事業(子どもの健全育成、健康づくり他)

協働事業一覧表

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方
1	1	H20	H21	市民	亀山に伝わる古代伝説継承事業	劇団「CAME」	白鳥伝説について、見て、聞いて、学べる（学習できる）DVDを作成した。DVDの内容は、亀山市内の白鳥伝説に関する遺跡紹介と白鳥伝説ミュージカルとする。	まちなみ・文化財室、企画経営室、生涯学習室
2	2	H20	H21	市民	みんなで作ろう避難所 ケータイ充電ツールの事業	防災減災チャレンジジャー	事業実施については、市総合防災訓練において子どもを対象に充電装置の作成（指導）を行うこととし、事業実施に向け地域と協議を行う。	危機管理室、学校教育室
3	3	H20	H21	市民	坂下天文観測施設オープン記念事業	坂下星見の会	坂下天文観測施設開設の記念事業として、オープン記念事業を企画提案	生涯学習室、産業観光振興室
4	4	H20	H21	市民	東海道五十三次 関宿四十七番札「関宿かるた」事業	NPO「東海道関宿」	「関宿かるた」の制作（普及版を作成）	まちなみ・文化財室、産業観光振興室
5	5	H20	H21	市民	安楽川保全事業	野登清友会	環境イベントとして、安楽川周辺での川あそび、清掃活動、川の生き物観察等の実施。	環境保全対策室、まちなみ・文化財室
6	6	H20	H21	市民	「あなたとふれあい映画会～笑い、涙、そしておしゃべり～」事業	映画ひととき会	・懐かしの映画鑑賞会とふれあい交流会 ・PR活動（広報・新聞・CATV・三重TV）	高齢障害支援室
7	7	H20	H21	市民	亀山7名山の制定と整備事業	亀山7名山の会	・亀山7名山の制定 ・7名山、案内マップの編集・作成・配布 ・案内道標の整備	協議不成立
8	8	H20	H21	市民	市民の創造によるコンサート事業	ひとのわくコンサート実行委員会	実行委員会を通して「ひとのわくコンサート」を開催するので、市の役割として資金及び広報等の援助をして頂きたい。	協議不成立
9	9	H20	H21	行政	外国語版広報誌発行事業	企画政策部広報秘書室	・毎月16日にポルトガル語の広報「A4両面1枚」を発行する。 ・学校、幼稚園等の官公庁、企業等へ配布する。 ・行政は印刷、配布等を分担し、市民には、翻訳（校正を含む）業務を依頼したい。	相手方見つけからず
10	7	H21	H22	市民	ロマンとそろばん研究プロジェクト事業	関宿スケッチコンクール実行委員会	関宿スケッチコンクールをモデルにし、文化事業の継続運営に関する仕組みづくりを研究する。	まちなみ文化財室、観光振興室、文化スポーツ室
11	8	H21	H22	市民	井田川小学校こどもぼうさいいし育成モデル事業	亀山防災ネットワーク	井田川小学校をモデル校として、小学校4年から6年生を対象とした（仮称）ぼうさいクラブ活動の実施	教育研究室
12	9	H21	H22	行政	郷土芸能活性化推進事業	文化部文化スポーツ室	①継承者の育成（新会員の募集、太鼓合宿） ②指導者育成（他団体への視察と交流、太鼓の創作） ③継承者の募集と育成（指導者育成の全プログラムを通じて、継承システムの構築する。）	亀山市葛葉太鼓保存会
13	9	H21	H22	行政	外国籍児童生徒の学習支援事業	教育委員会 学校教育室	小中学校に在籍する外国人児童生徒が放課後、学校の図書室等を利用して、日本語を習得したり、補充学習を行ったりしている。国際関係団体や市民ボランティア等がその支援を行うことを通じて、外国人と日本人とが相互理解を深めるなかで、地域社会の一員として互いが住み良いまちづくりを進める。	相手方見つけからず

14	10	H22	H23	市民	ため池の外來魚駆除・希少種保全と維持管理促進	水辺づくりの会鈴鹿川のお座	ため池の外來魚駆除を進めるとともに、その後の適正な維持管理という視点を含めた外來魚駆除の手法の研究等を行う。	環境保全対策室、農政室	環境保全対策室、森林・林業
15	11	H22	H23	市民	亀山の資源「みつまた」を活かした地域づくり事業	みつまたを愛する会	「みつまた」を活かして、観光をメインとした多角的な地域おこしを検討し、試行や検証を通じて、モデルプランづくりを行う。	観光振興室、森林・林業室、環境保全対策室	観光振興室、森林・林業室、環境保全対策室
16	12	H22	H23	市民	アート亀山プロジェクト	アートによる街づくりを考える会	現代美術展「アート亀山2011」の開催。若手アーティストが亀山に滞在し制作発表する「アーティストインレジデンス亀山」の実施。	文化スポーツ室、商工業振興室、観光振興室	文化スポーツ室、商工業振興室、観光振興室
17		H22	H23	行政	亀山市役所本庁庁舎案内及び戸籍市民窓口受付補助事業	戸籍市民室	総合窓口・戸籍市民室前で待機していただき、①市役所庁舎の案内（目的の部署まで案内する。）②戸籍市民室カウンター前で、来庁の目的・要件を尋ね、それに対処する方法の説明。③戸籍市民室混雑時は、証明発行の要件の方に番号札を渡す。	相手方見つけからず	相手方見つけからず
18	13	H23	H24	市民	心の悩みを分かち合う居場所づくり事業	サロンド トゥールービューティー	気障がい者等の社会復帰を助ける居場所づくり	健康推進室、高齢障がい支援室	健康推進室、高齢障がい支援室
19	14	H23	H24	市民	地域の方言等の調査・記録化事業	鈴鹿の国方言研究会	方言の調査・記録化	歴史博物館	歴史博物館
20		H23	H24	市民	1 dayシェフ石垣屋	1 dayシェフ石垣屋	関宿を訪れるきっかけづくり	辞退	辞退
21	15	H24	H25	市民	焼きうどんサミットin亀山	亀山みそ焼きうどん本舗	全国からご当地グルメによるまちおこしを実践中の市民活動団体等を亀山市に集め、地域の活性化と観光事業の推進を図る。	観光振興室・商工業振興室	観光振興室・商工業振興室
22	16	H24	H25	行政	地域歴史遺産（亀山藩御流儀心形刀流武芸形）保存継承活用事業	文化部歴史博物館	三重県無形文化財「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」を地域のかけがえのない歴史文化として市民に情報発信し、地域全体で心形刀流の保存継承とその活用を図る。	心形刀流保存赤心会	心形刀流保存赤心会
23	17	H24	H25	行政	地域材需要拡大推進事業	環境・産業部森林・林業室	公共建築物での地域材の利用から、さらに住民や企業の一一般建築物に対する地域材の利用へと拡大するための広報活動等を協働で行う。	亀山木材産業協同組合	亀山木材産業協同組合
24		H24	H25	市民	亀山宿語り部の会「かめやま歴史かるた」事業	亀山宿語り部の会	「かめやま歴史かるた」を作成し、かるたを通して歴史、自然、文化ある亀山市として後世に伝え、観光振興および市民、後世に伝えるきっかけ作りをする。	辞退	辞退
25	18	H25	H26	市民	みつまたの森創造事業	みつまたを愛する会	みつまた花木の育成や植樹をすることで、観光資源を守り、地域の活性化と観光振興につなげる。	森林林業室・観光振興室、用地管理室、都市計画室	森林林業室・観光振興室、用地管理室、都市計画室
26	19	H25	H26	行政	文化財建造物公開活用事業	まちなみ文化財室	文化財建造物を活用し、市民活動団体等が活動成果の発表等を行うことで、文化財建造物の適切な維持管理を行い、公開活用を進める。	関係スケッチコンクール実行委員会・まちなみ町家の茶の会・ふるさと文化資産保全活用研究会	関係スケッチコンクール実行委員会・まちなみ町家の茶の会・ふるさと文化資産保全活用研究会
27		H25	H26	行政	人命救助隊	亀山消防署	救命講習の指導者を育成し、指導者が各地域や事業所で救命講習を行えるようにする。	相手方応募なし	相手方応募なし
28		H26	H27	行政	人命救助隊養成事業	亀山消防署	救命講習の指導者を育成し、各地域や事業所で救命講習を行なうこと、応急手当の必要性を啓発する。	相手方応募なし	相手方応募なし
29	20	H26	H27	市民	鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」5周年記念「坂下星物語」プロジェクト	坂下星見の会	多くの人に天文台「童夢」へ足を運んでもらえるための事業を行うとともに、天文への学びを深めるためのツールを作成する。	生涯学習室、観光振興室、まちなみ文化財室、歴史博物館	生涯学習室、観光振興室、まちなみ文化財室、歴史博物館

30	H27	H28	行政	家具等のリユース事業	廃棄物対策室	「物を未永く大切に使うこと」と「ごみの減量」の両面から、家庭で不要になった家具等の再使用を推進するため、必要とする人に譲り渡す仕組みづくりをしていく。	相手方応募なし
31	21 H27	H28	市民	亀山市のまちづくりのための人材の育成と発掘の仕組みづくりの検討	亀山まちづくり活動支援ネットワーク	亀山市の市民社会組織（市民活動団体、まちづくり協議会等。）の活動を活性化させるために、人材のスキルアップや、埋もれた人材を発掘して、その能力を市民活動の場で発揮するための必要な環境整備について検討し、検討の結果を市民社会組織に活かしてもらう。	地域づくり支援室、共生社会推進室
32	22 H27	H28	市民	亀山トリエンナーレプロジェクト	アートによる街づくりを考える会	民間が主催する文化振興事業「亀山トリエンナーレ2017」に向けて、亀山の美術文化振興と地域の活性化を行う。	文化スポーツ室

亀山市市民活動応援制度について

本市は、亀山市第1次総合計画の中でまちづくりの基本的な考え方として、「市民力で地域力を高めるまちづくり」と掲げており、市民活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現をめざし、平成25年5月に市民活動応援交付金交付要綱を制定し、準備段階を経て10月から応援券の交付を行っている。

この市民活動応援制度により、平成25・26年度及び平成27年度の2カ年度において、地域まちづくり協議会を起点とする応援券の循環を通じて、市民活動の活性化を進めてきた。

平成28年7月13日に実施状況に基づく検証結果が亀山市市民活動応援制度審査検証委員会から市長に報告されたことから、これまでの事業成果の報告と今後の方向性について報告するものである。

1. 市民活動応援制度の目的、概要、実施状況

①目的

まちづくりを進めていく中で、少子高齢化や経済環境の変化、生活様式の多様化により市民のニーズは多岐にわたるうえ複雑化している現状がある。これらのニーズに対応していくには行政だけでは限界があり、行政の手が行き届かない社会貢献的な活動を行う市民活動団体に対し行政として支援する新たな仕組みとして、本制度を実施することとなった。

②概要

本制度は、市が市民活動応援券を地域まちづくり協議会に交付し、地域まちづくり協議会は、活動へのお礼として直接または市民を通じて市民活動団体に手渡す仕組みである。市民活動応援制度に登録した市民活動団体は、取得した応援券の枚数に応じて市民活動応援交付金を市から交付され、その後の活動資金を得ることができる。

市民は、市民活動応援券を換金することはできないが、登録団体に寄附したり、事業又はサービスのお礼として使用することで、登録団体を応援することができる。

地域まちづくり協議会は、応援券を使用することにより経費を抑えることができる。

③実施状況

・地域まちづくり協議会からの応援券の配布・使用率が50.8%(平成25・26年度)から64.8%(平成27年度)になり、活用が進んでいる。また、使用内訳は、市民へ配布される応援券が6割、登録団体へお礼として使用される応援券が4割である。

・登録団体からの応援交付金の申請は、51団体で2,533,000円から49団体で3,439,700円へと交付総額及び一団体当たりの交付額は増加している。

・登録団体数は、三カ年で大きな変化はないが、登録を継続できない団体がある一方、新規に登録する団体があり、その構成に変化がある。

2. 審査検証委員会による検証結果の概要

①課題はあるものの、おおむね順調に進んでいる。

課題 地域まちづくり協議会の中には、配付・使用率が低い地区がある。
市民個人に配付された応援券の利用拡大を図る必要がある。
有効な応援券の交付方法を考えて行く必要がある。

②各主体で成果が見られる。

地域まちづくり協議会

登録団体の事業やサービスの提供により、新たな集客効果や事業の充実に結び付いたと思われる。

応援券の使用により、地域まちづくり協議会の新たな経費負担を抑制する効果があった。

市民

地域まちづくり協議会などへの事業参加において、市民活動団体の活動を身近に体験できたり、新たな文化活動に触れる機会が増加した。

応援したい市民活動団体への寄附行為が市民自ら行われ、寄附文化醸成のきっかけとなった。

登録団体

地域まちづくり協議会の事業などにおいて、市民活動団体の活躍や発表の場が増加し、活動による満足感や達成感が得られている。

市民に対し、団体の存在や活動内容をアピールでき、活動の充実へとつながった。

応援交付金の交付により、今後の活動の基盤づくりに活用できた。

③制度を持続することが望ましい。

3. 市としての今後の方向性

①検証委員会の報告を考慮したうえで、平成29年度においても事業を継続する。

事業は、まだ普及段階でようやく定着してきたところであり、現段階での制度の大幅な見直しは早々と思われ、課題への対応を行いながら、成果の具現化を図り、さらなる市民活動の活性化に向けて取り組みを継続していく必要がある。

事業の継続についての検討は、第2次総合計画前期基本計画実施計画(H29～H31)期間の終了前の平成30年度に再度行う。

②課題に対応するための重点的な取り組みを実施していく。

ア. 市民への応援券の配布を進めるために

- ・使用率の低い地域まちづくり協議会との相談、支援。
- ・市事業等における配付の検討。

イ. 市民間や団体間、あるいは市民と団体間の使用の促進に向けて

- ・応援券を個人で使えるメニューの充実。
- ・使い方事例の公表などによる普及。

③応援券の有効な配付、活用方法、全体の仕組みについて、審査検証委員会及び庁内で継続して検証を実施する。

平成28年7月13日

亀山市長 櫻井義之様

亀山市市民活動応援制度審査検証委員会
委員長 岩崎恭彦

亀山市市民活動応援制度の審査結果について(報告)

亀山市市民活動応援制度審査検証委員会で検証した結果を、別添の意見を付して下記のとおり報告します。

記

1. 結果

登録団体数

登録年度	平成25・26年度	平成27年度	平成28年度
登録団体	57団体	52団体	57団体

市民活動応援交付金

交付年度	交付団体数	交付金額
平成27年度	51団体	2,533,000円
平成28年度	49団体	3,439,700円

市民活動応援券使用枚数・使用率

使用年度	平成25・26年度 総使用枚数／交付枚数	平成27年度 総使用枚数／交付枚数
使用枚数	29,104枚／57,255枚	37,272枚／57,543枚
使用率	50.8%	64.8%

使用率の向上

平成 25・26 年度は、市民活動応援券の総交付枚数 57,255 枚のうち使用された総枚数は 29,104 枚で、使用率は 50.8%であった。平成 27 年度は、総配付枚数 57,543 枚のうち使用された枚数は 37,272 枚で、使用率は 64.8%で前年度の使用率を上回った。

その中で、使用率が 80%を超える地区コミュニティ数は、平成 25・26 年度の 25 地区中 11 地区から、平成 27 年度には 22 地区中 14 地区へと増加している。このことから、多くの地区コミュニティで、応援券が積極的に活用されるようになってきていると考えられる。

2. 期待される成果

本制度が終局的な目的とする「市民活動の活性化」に対しては、息の長い継続的な支援策を講じることが必要であり、したがって、本制度による成果の検証に際しても、中長期的な視点に立った分析や評価が不可欠である。とはいえ、本制度による成果としておそらくは言うてよいようなものも、徐々にではあるが、生じはじめている。

すなわち、本制度を通じて、市民活動団体の活動発表の場が格段に増えたことは明らかであるし、それに加え、応援交付金によって活動基盤が充実したことにより、市民活動団体から提供されるサービスの質も高まったという地区コミュニティからの声もある。

また、地区コミュニティ、まちづくり協議会や自治会などにおいても、応援券を使用するための新たな事業が様々に催されている。そして、各種イベントの際に参加者に対し応援券が交付されることにより、地区事業への市民参加が促進されており、かつ、応援券を受け取った市民一人ひとりが、寄付等を通じて市民活動団体を応援することで、市民活動団体に対する関心を持ち、寄付文化が醸成されはじめているとの評価も可能である。

3. さらに検討すべき課題

使用率の低い地区コミュニティに対する応援券の利用勧奨や、より有効な応援券の交付方法、また、市民個人に配付された応援券の利用拡大など、検討すべき課題も提起されている。今後、本委員会において更に検証を進め、より有効な制度へと改善を重ねていくことを通じて、市民活動の活性化へと

繋げていきたい。

4. 今後に向けた展望

まちづくりを進めていく中で、少子高齢化や経済環境の変化、生活様式の多様化により市民ニーズは多岐にわたるうえに複雑化している現状がある。

これらのニーズに対応していくには行政だけでは限界があるため、行政の手が行き届かない社会貢献的な活動を行う市民活動団体に対し、地区コミュニティ、市民、そして行政が総ぐるみとなって支援するための制度として、本制度は誕生した。

本制度は、全国を見渡しても他に類似例の見当たらない、亀山発の取り組みである。今後の更なる展開に期待をしていただきたいし、また、中長期的な視野に立って見守っていただきたい。

亀山市市民活動応援制度

市民活動団体の登録審査及び
市民活動応援制度の検証に関する検討結果報告書

平成28年7月

亀山市市民活動応援制度審査検証委員会

目 次

1. まえがき	1
2. 亀山市市民活動応援制度の流れ	1
3. 亀山市市民活動応援制度の概要	2
4. 審査検証の経過	2
5. 運用の結果と分析	3
(1)市からまちづくり協議会への交付について(①)	
(2)まちづくり協議会から市民へ(②)または市民活動団体へ(③)の配布・使用について	
(3)市民の使用について(④、⑤、⑥)	
(4)登録団体間の使用について(⑦)	
(5)登録団体からの応援金交付申請について(⑧)	
6. 成果と課題	8
(1)運用状況の総合的評価	
(2)三者における成果と課題	
(3)検証委員会での検証	
7. 今後に向けての提言	13
資 料	14

まえがき

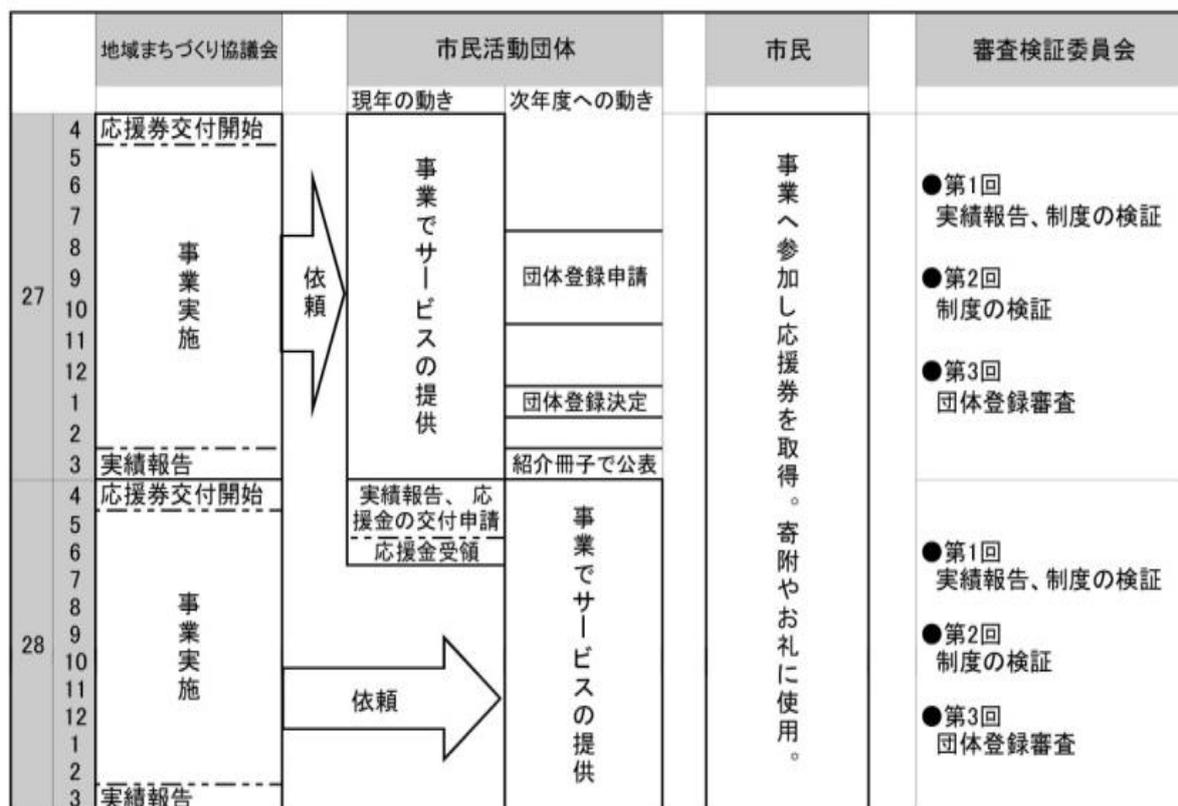
亀山市の第1次総合計画の中でまちづくりの基本的な考え方として「市民力で地域力を高めるまちづくり」と掲げている。亀山市のまちづくりを推進していくためには、行政の手が行き届かない、きめ細かな分野を支えている市民活動団体との協働により、地域課題に取り組んでいくことが不可欠である。

平成21年度から平成22年度に行った「市民税1%市民活動補助金制度研究」は、新たな市民活動を応援する制度の構築へのはじまりである。

平成24年2月には、市民活動団体を応援できる制度づくりのため、市民活動応援制度検討委員会要綱を定め、検討委員会を立ち上げ10回の検討委員会を開催して協議を重ね、平成25年2月に最終報告を行った。その後、地区コミュニティや自治会への説明会を進めながら、平成25年5月10日に亀山市市民活動応援交付金交付要綱を定め、準備段階を経て10月からの応援券交付となった。この制度の運用にあたっては、地域や市民が市民活動を応援できるしくみが効果的に動いているか、応援券が上手く流通しているか等を、市が設置する審査検証委員会で自ら検証し、課題等が発生した場合の改善等を検討することとしている。

本報告書は、平成25年の制度創設から平成27年度までの、市民活動応援制度の運用状況及び市民登録団体の登録状況の検証結果を、審査検証委員会から市への報告するものである。

2. 亀山市市民活動応援制度の流れ



3. 亀山市市民活動応援制度の概要

●めざす姿

市民活動応援制度は、他市に例をみない市民参加型の新しい市民活動を応援する制度である。

この制度は、市内で、健康、福祉、環境、文化、スポーツ、防犯、防災、子育て、国際交流などさまざまな分野で社会貢献的な活動をしている市民活動団体を、市民が市民活動応援券を活用して応援する制度である。市が発行する応援券を市民が活用することを通じて、市民活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現をめざしている。

また、地域まちづくり協議会と市民活動団体、市民活動団体と市民、市民と市民との間で、応援やお礼の気持ちとして市民活動応援券を使用し、新たなつながりや寄付文化の醸成をめざしている。

●制度のしくみ

本制度は、市が市民活動応援券を地域まちづくり協議会に交付し、地域まちづくり協議会は、活動へのお礼、寄附として直接または市民を通じて市民活動団体に手渡ししくみである。市民活動応援制度に登録した市民活動団体は、取得した応援券の枚数に応じて市民活動応援交付金を市から交付され、その後の活動資金を得ることができる。

市民は、市民活動応援券を換金することはできないが、登録団体に寄附したり、事業又はサービスのお礼として使用することで、登録団体を応援することができる。

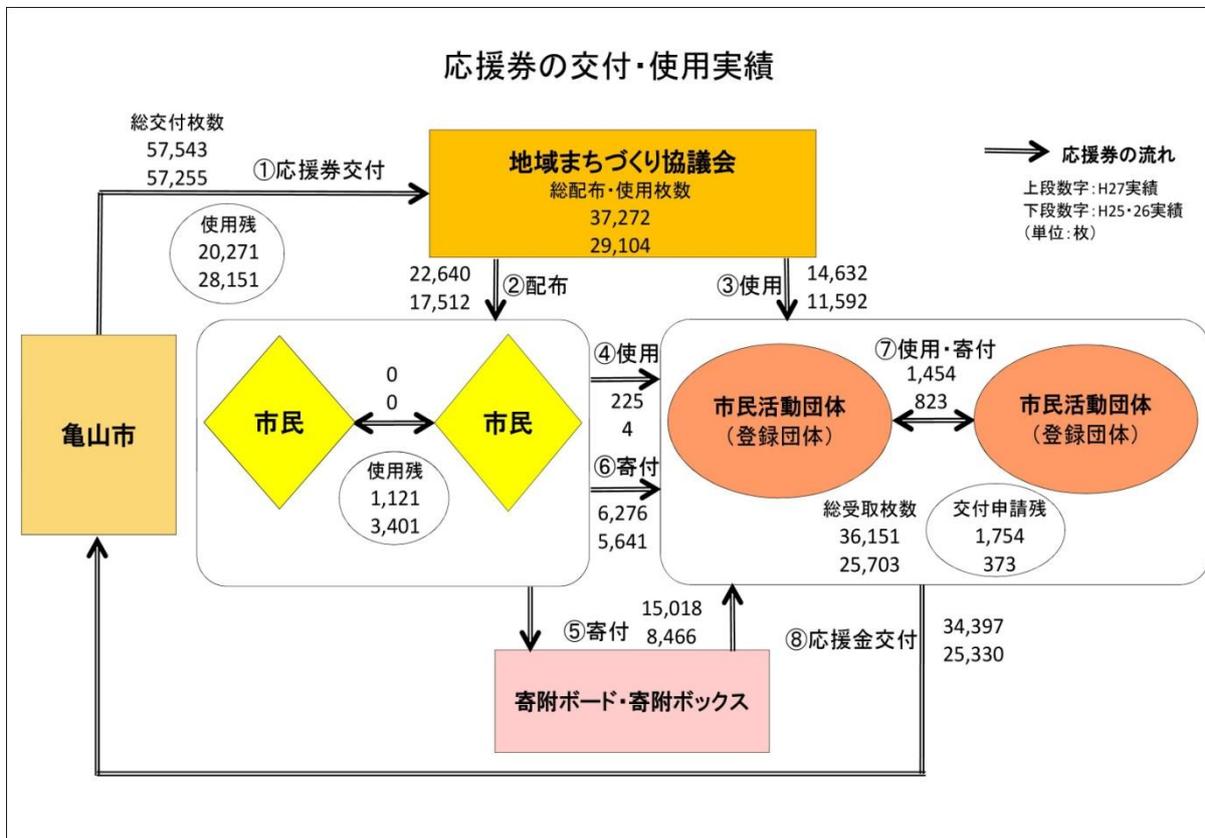
4. 審査検証の経過

平成25年度から平成27年度の審査検証委員会の開催状況

開催日	審査検証委員会の主な会議内容等
H25. 6. 11	平成25年度第1回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・委嘱状交付 ・市民活動応援券の单位名称の選考について
H25. 8. 6	平成25年度第2回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・市民活動応援券の図柄の選考について ・平成25・26年度団体登録審査（第1回募集分）
H26. 1. 14	平成25年度第3回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・市民活動応援制度の現況報告について ・平成25・26年度団体登録審査（第2回募集分） ・市民活動応援制度PRイベントについて（H26. 2. 8開催）
H26. 5. 13	平成26年度第1回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・市民活動応援制度の現況報告について ・市民活動応援制度に関して寄せられた意見及び対応について ・登録団体の事業又はサービス提供の変更希望内容について ・市民活動応援制度の検証 ・目安の考え方について

H26. 12. 18	平成 26 年度第 2 回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・市民活動応援制度の現況報告について ・平成 27 年度団体登録審査 ・地区コミュニティ及び登録団体へ実施したアンケートについて ・市民活動応援制度の検証
H27. 7. 17	平成 27 年度第 1 回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・委嘱状交付 ・平成 25・26 年度市民活動応援券の使用実績について ・市民活動応援交付金の交付実績について ・市民活動応援制度の検証（周知方法について）
H27. 10. 21	平成 27 年度第 2 回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・市民活動応援制度の現況報告について ・地区コミュニティ及びまちづくり協議会に対するアンケート結果について ・市民活動応援制度の検証
H27. 11. 17	平成 27 年度第 3 回亀山市市民活動応援制度審査検証委員会開催 ・市民活動応援制度の現況報告 ・平成 28 年度団体登録審査 ・市民活動応援制度の検証

5. 運用の結果と分析



(1)市から地域まちづくり協議会への交付について (①)

市から地域まちづくり協議会への応援券交付枚数は、発行年度の前年度の1月1日現在における地域まちづくり協議会ごとの人口に、基本枚数の300枚を加算したものである。

平成25・26年度は25全地区に総計57,255枚を、平成27年度は1地区を除いた22地区に総計57,543枚を申請により交付した。

(2)地域まちづくり協議会から市民へ(②)または市民活動団体へ(③)の配付・使用について

地域まちづくり協議会から市民へ応援券の配布状況は、平成25・26年度は17,512枚、平成27年度は22,640枚である。一方、地域まちづくり協議会から登録団体への使用は、平成25・26年度は11,592枚、平成27年度は14,632枚である。

制度を実施して2年度目となる平成27年度は、初年度より使用率が上昇している。また、各地域まちづくり協議会において、交付された応援券を90%以上配布・使用した地域は、初年度となる平成25・26年度は28%であったが、平成27年度には59%となり、全体的に使用が進んだ。一方、配布・使用が進んでいない地域まちづくり協議会も見受けられる。

市民活動応援券が、市民活動団体や市民の間で循環・活用されるためには、地域まちづくり協議会の応援券使用とともに、市民の応援券使用を促進する必要があり、今後、全体的な制度の周知・啓発を進めるなかでは、特に市民の理解を高める必要がある。

年 度	平成 25・26 年度	平成 27 年度
配布・使用枚数	29,104 枚／57,255 枚	37,272 枚／57,543 枚
配布・使用率	50.8%	64.8%

応援券の流通

単位：枚

応援券	相 手	25・26年度		27年度	
		25・26年度	27年度	25・26年度	27年度
地域まちづくり協議会での使用枚数	市民 ②	17,512	22,640		
	登録団体 ③	11,592	14,632		
小 計		29,104	37,272		
市の配付枚数	地域まちづくり協議会 ①	57,255	57,543		

●市民への配付状況 (②)

応援券の市民への配布は、地域まちづくり協議会から、配布の告知があった行事等に参加した時に行われる。応援券の配布を受けた市民は、応援したい登録団体への寄附や、サービスの提供を受けた登録団体へのお礼のほか、市民同士のお礼として使用することができる。

地域まちづくり協議会が配布・使用した応援券の内、市民へ配付された応援券は、平成25・26年度は17,512枚(総配布・使用枚数の60.2%)、平成27年度は22,640枚(同60.7%)であり、2カ年での変化はあまりない。

年 度	平成 25・26 年度	平成 27 年度
市民へ配付枚数	17,512 枚／29,104 枚	22,640 枚／37,272 枚
市民へ配付率	60.2%	60.7%

●登録団体への使用状況 (③)

地域まちづくり協議会は、登録団体に対し、事業またはサービスを依頼し、そのお礼として応援券を使用することができる。

地域まちづくり協議会から登録団体へ使用された応援券の枚数は、平成 25・26 年度は 11,592 枚(総配布・使用枚数の 39.8%)、平成 27 年度は 14,632 枚(同 39.3%)であり、2 カ年での変化はあまりない。

年 度	平成 25・26 年度	平成 27 年度
登録団体へ使用枚数	11,592 枚／29,104 枚	14,632 枚／37,272 枚
登録団体へ使用率	39.8%	39.3%

(3)市民の使用について (④、⑤、⑥)

●市民から市民へ

市民は、手にした応援券を、普段の生活の中で市民同士の親切や心遣いに対するお礼として使用することができる。しかし、市民間での使用の実態を把握することは難しく、2 カ年において使用実績は確認できなかった。

●市民から登録団体へ

市民は、手にした応援券を、事業またはサービスの提供を受けたお礼として登録団体に使用することができる(④)。また、寄付ボードや寄付ボックスを経由して登録団体へ寄付したり(⑤)、応援したい登録団体へ直接寄付したり(⑥)することができる。

登録団体への使用は、平成 25・26 年度は 4 枚、平成 27 年度は 225 枚で、大幅に増加している。寄付ボードや寄付ボックスを経由した寄付は、平成 25・26 年度は 8,466 枚、平成 27 年度は 15,018 枚で、大幅に増加している。直接の寄付は、平成 25・26 年度は 5,641 枚、平成 27 年度は 6,276 枚で増加している。

市民が手にした応援券の使用先の比率は、平成 27 年度においては、登録団体への寄付(⑤及び⑥)が全体の 94.1%を占め、一方全体の登録団体への使用が 1.0%にとどまっている。

●使用残について

市民が手にした応援券の内、使用されず市民の手元に残った応援券は、平成 25・26 年度は 3,401 枚(市民が配布を受けた応援券の 19.4%)、平成 27 年度は 1,121 枚(同 5.0%)で減少しており、応援券の使用が進んでいる。

年 度	平成 25・26 年度	平成 27 年度
使用残数/ 市民へ配付枚数	3,401 枚／17,512 枚	1,121 枚／22,640 枚
市民の使用残割合	19.4%	5.0%

(4)登録団体間の使用について (7)

●登録団体から登録団体へ

登録団体は、手にした応援券を、他の登録団体に対するお礼として使用したり、他の応援したい登録団体に寄付することができる。

登録団体から他の登録団体への使用は、平成 25・26 年度、平成 27 年度ともにその実績はない。一方、登録団体から他の登録団体への寄付は、平成 25・26 年度は 583 枚(登録団体が手にした応援券の 2.3%)、平成 27 年度は 1,454 枚(同 4.0%)で、増加している。ただし、応援交付金の上限である 300,000 円に達した登録団体からのものが多い。

年 度	平成 25・26 年度	平成 27 年度
他の団体へ寄附数/ 登録団体へ配付枚数	583 枚／25,703 枚	1,454 枚／36,151 枚
他団体へ使用割合	2.3%	4.0%

(5)登録団体からの応援金交付申請について (8)

●団体の登録状況

市民ネットの登録団体数は、平成 27 年度で 216 団体である。市民活動応援制度の登録団体は、市内全域において事業又はサービスの提供ができる活動をしている団体という要件があることから、登録を躊躇する団体もある。無償ボランティアや自分たちの趣味として自由な活動を希望する団体も多く、登録団体数は下表のとおりである。

3カ年の動きとして、団体数にあまり変化はないが、会員が減少し活動の継続が難しい団体等もある一方、新規に登録する団体もある。

登録年度	平成 25・26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録団体数	57 団体	52 団体	57 団体

※初年度は、制度の初年度につき期間が平成25年10月1日から平成27年3月31日となっている。

●市民活動応援交付金

市民活動応援交付金は、登録団体からの交付申請に基づき、市から登録団体に交付される。登録団体は、その後の活動資金として使用することができる。

交付された応援交付金は、平成 25・26 年度は 51 団体に対し 2,533,000 円が、平成 27 年度は 49 団体に対し 3,439,700 円が交付された。

登録団体が手にした応援券の内、交付金申請が行われなかった応援券は、平成 25・26 年度は 373 枚(登録団体が手にした応援券の 1.5%)、平成 27 年度は 1,754 枚(同 4.9%)である。登録団体のうち、応援金交付申請を行わなかった団体があったことによる。

市民活動応援交付金の交付総額や1団体当たりの交付額は増加している。地域まちづくり協議会からの事業依頼がなくても、市民からのお礼や寄附により応援券を取得している。

年 度	平成 25・26 年度	平成 27 年度
交付申請されなかった数 / 手にした応援券の数	373 枚／25,703 枚	1,754 枚／36,151 枚
申請されなかった率	1.5%	4.9%

交付申請のあった応援券の内訳		単位：枚	
お礼または寄附	相 手	25・26年度	27年度
お礼(事業やサービスの提供に対して)	地域まちづくり協議会	11,562	14,332
	他の登録団体	240	0
	市民 ④	4	225
小 計(A)		11,806	14,557
寄附	寄附ボックス、ボードへ投函 ⑤	8,466	15,018
	市民 ⑥	5,641	6,276
小 計(B)		14,107	21,294
応援券取得枚数(A)+(B)		25,913	35,851
お礼(事業やサービスの提供に対して)	市民や登録団体	0	0
寄附	他の登録団体 ⑦	583	1,454
応援券払出枚数 小計(C)		583	1,454
応援券申請枚数 (A)+(B)-(C) ⑧		25,330	34,397

市民活動応援交付金額別一覧			
応援交付金の交付内訳		平成26年度	平成27年度
0円		0	0
2,000円以上	10,000円未満	8	1
10,000円以上	20,000円未満	4	5
20,000円以上	30,000円未満	7	4
30,000円以上	40,000円未満	10	6
40,000円以上	50,000円未満	3	5
50,000円以上	60,000円未満	6	1
60,000円以上	70,000円未満	2	5
70,000円以上	80,000円未満	5	5
80,000円以上	90,000円未満	1	7
90,000円以上	100,000円未満	1	2
100,000円以上	200,000円未満	2	6
200,000円以上	300,000円未満	1	0
300,000円		1	2
交付団体合計		51	49
申請しない団体数		6	3
交付金額合計		2,533,000円	3,439,700円

6. 成果と課題

(1) 運用状況の総合的評価

制度運用 2 カ年度において、市から地域まちづくり協議会への交付は順調に進められており、交付を受けた応援券を使用する各主体(地域まちづくり協議会・市民・登録団体)においても使用数が増加している。制度の趣旨が着実に浸透し、理解が深まっていると考えられる。また、応援券を得た登録団体は応援金交付を受けており、応援金が登録団体の日常の活動に活かされている。

しかし、市民間、登録団体間での使用実績は少なく、市民間、登録団体間での応援券の流通には至っていない。

(2) 三者における成果と課題

● 地域まちづくり協議会において

地域まちづくり協議会の事業において、登録団体の事業やサービスの提供により、新たな集客効果や事業の充実に結び付いたと思われる。また、地域まちづくり協議会の活動が活性化の中で、市民応援券の使用により、地域まちづくり協議会の新たな経費負担を抑制する効果があったものと考えられる。

しかし、市民活動応援券の使用が少ない地域まちづくり協議会もあり、今後さらに応援券を有効に使用し、活性化につなげてほしい。

● 市民において

応援券の配布により、地域まちづくり協議会の事業への参加機会の増や、登録団体とのつながりが生まれたと思われる。また、地域まちづくり協議会などの地域の行事に参加して、今まで知らなかった市民活動団体の活動を身近で体験できたり、さまざまな文化を体験できる機会になったと考えられる。また、個人が市民活動に参加してみようとするきっかけとなったと思われる。

個人へ配付された市民活動応援券により、応援したい市民活動団体へ寄附が市民自らにおいて行われた。また、市民に配布された応援券を数人で集め、登録団体へサービスを依頼する、応援券を活用する動きがみられた。

一方において、市民同士のお礼による応援券の動きがなく、個人で集めて登録団体へサービスを依頼する動きも少なく、今後は市民の個人利用の活性化が課題である。

● 登録団体において

この制度は、市民活動の活性化をめざし、新たに市民活動を行う人や市民活動団体の立ち上げの増加を目的のひとつとしているが、登録団体数をみるとまだ数値に表れていない。

地域まちづくり協議会などにおいて市民活動団体の発表や活躍の場が増加したため、団体においても活動による満足感や達成感が得られている。また、市民に対し、市民活動団体の存在や活動内容をアピールでき、広く知ってもらうことができた。これにより、趣味や芸術文化をはじめ様々な市民活動を行うきっかけを提供できたものと考えられる。

また、市民活動応援交付金が交付されることにより、通常の活動費が確保されるとともに、備品の購入など今後の活動の基盤作りに活かされている。

今後は、地域まちづくり協議会・市民への団体情報の積極的な提供、市民の興味・関心を高める独創的な活動の展開などが期待される。

地域まちづくり協議会における応援券の配布・使用枚数

単位：枚

	25・26年度			27年度		
	交付枚数	配布・使用枚数	使用率	交付枚数	配布・使用枚数	使用率
1	2,039	2,031	99.6%	1,982	1,977	99.7%
2	4,619	1,800	39.0%	4,734	2,100	44.4%
3	7,957	1,260	15.8%	8,118	817	10.1%
4	6,591	901	13.7%	6,781	3,191	47.1%
5	2,698	2,698	100.0%	2,621	2,596	99.0%
6	1,163	1,163	100.0%	1,141	1,116	97.8%
7	3,471	1,671	48.1%	3,460	3,410	98.6%
8	2,320	1,742	75.1%	2,363	2,363	100.0%
9	1,085	400	36.9%	1,097	550	50.1%
10	998	998	100.0%	982	982	100.0%
11	3,788	1,217	32.1%	3,849	1,229	31.9%
12	1,126	530	47.1%	1,116	1,033	92.6%
13	2,164	1,700	78.6%	2,125	2,075	97.6%
14	1,547	1,280	82.7%	1,520	1,520	100.0%
15	3,314	1,376	41.5%	3,320	2,851	85.9%
16	1,940	1,600	82.5%	1,964	1,200	61.1%
17	1,047	911	87.0%	1,035	1,010	97.6%
22	4,716	3,572	75.7%	4,628	4,628	100%
23	1,549	25	1.6%	1,616	0	0.0%
24	1,138	1,138	100.0%	1,144	1,144	100.0%
25	1,372	671	48.9%	1,352	885	65.5%
26	613	420	68.5%	595	595	100.0%
合計	57,255	29,104	50.8%	57,543	37,272	64.8%

地域まちづくり協議会が実施した事業及び依頼した登録団体の数

	25・26年度		27年度	
	応援券対象事業数	依頼した登録団体数(のべ)	応援券対象事業数	依頼した登録団体数(のべ)
1	8	9	5	6
2	4	5	10	13
3	2	3	4	4
4	5	7	7	10
5	1	1	1	1
6	3	3	6	7
7	3	5	9	13
8	5	6	4	6
9	0	0	1	2
10	6	6	4	4
11	5	8	3	3
12	2	3	2	4
13	6	6	8	9
14	2	2	8	8
15	2	3	3	8
16	8	12	4	7
17	2	2	4	5
22	21	36	11	20
23	1	1	0	0
24	7	12	8	8
25	2	3	2	3
26	3	3	4	4
合計	98	136	108	145

登録団体別 地域まちづくり協議会からの応援券取得状況

単位：枚

	活動部門	取得年度	
		25・26年度	27年度
1	文化	3,400	3,510
2	福祉	0	2,810
3	文化	400	733
4	文化	0	720
5	スポーツ	450	700
6	文化	300	600
7	文化	50	580
8	子育て	300	500
9	文化	—	450
10	教育	320	375
11	文化	200	350
12	防災	140	330
13	福祉	300	300
14	福祉	300	300
15	文化	270	250
16	文化	380	250
17	文化	—	165
18	教育	80	150
19	文化	150	150
20	教育	50	129
21	文化	97	125
22	文化	100	100
23	文化	330	100
24	子育て	0	100
25	男女共同参画	100	100
26	文化	470	100
27	子育て	0	80
28	文化	150	75
29	福祉	30	60
30	文化	30	50
31	環境	50	50
32	福祉	0	40
33	文化	150	0
34	文化	100	0
35	文化	100	0
36	文化	30	0
37	文化	0	0
38	環境	0	0
39	文化	0	0
40	国際交流	0	0
41	文化	75	0
42	人権	0	0
43	環境	0	0
44	福祉	0	0
45	文化	0	0
46	文化	0	0
47	文化	—	0
48	スポーツ	0	0
49	文化	0	0
50	健康	2,050	—
51	教育	400	—
52	文化	20	—
53	教育	20	—
54	文化	0	—
55	文化	0	—
56	文化	0	—
57	文化	0	—
58	環境	0	0
59	文化	0	100
60	文化	200	200
合計		11,592	14,632

網かけは、登録団体が申請をしなかった年度

(3) 検証委員会での検証

① 地域まちづくり協議会の使用率の向上についてはどうか。

【意見への事務局対応】

・地域まちづくり協議会からの実績報告書を基に、各地区で応援券を使用した事業や依頼した登録団体の一覧を作成し、活用方法を紹介した。また、平成27年6月に地区コミュニティ及び地域まちづくり協議会を対象とした市民活動応援制度意見交換会を開催し、応援券の更なる使用を促した。

・平成27年9月に地区コミュニティ及び地域まちづくり協議会へ「市民活動応援制度に関するアンケート調査」を実施し、現状や課題を把握した。これによる新たな検討は次のとおりである。

【地区コミュニティからの意見】

使用率向上に向けた制度検証についてはどうか。

・人口の多い地区にとっては、同一団体を複数の地区(自治会等)で呼びたい場合があるため、1地区コミュニティから1団体にお礼として使用できる応援券の枚数は、一年度で1000枚以下と要綱で規定されているが、制限をなくしてはどうか。

【検証委員会での検討結果】

・1000枚以下の制限をなくすことで、市民がより公平にサービス提供を受けることができるようになり、一層使いやすい制度となる。

改善案

○市民活動応援交付金交付要綱 第22条第2項第2号

(変更前) 1地区コミュニティから1団体にお礼として使用できる応援券の枚数は、一年度で1000枚以下とすること。

(変更後) 規定を削除する。

② 使用率向上に向けた制度検証についてはどうか。

【検証委員会での検討結果】 改善案④を採用

改善案① 各地区で使用されなかった応援券を市の事業で配付する。

→これまで地区コミュニティ及び地域まちづくり協議会は、市民活動応援制度を意識して自発的に事業を実施していたが、使用できない分を市が使用するとなると、事業を実施しなくてもよいという考えが生まれ、まちづくりの推進が後退してしまうのではないかと。また、応援券の引き上げの時期など工程的に難しいことから採用しなかった。

改善案② 使用しない地区の分の応援券を使用したい(できる)地区で使用する。

→工程的に難しいことや、地域間で配付枚数の不公平が出ること、アンケート結果で約6割の地区からこれ以上使用できないとの回答があったことなどから採用しなかった。

改善案③ 各地区へ交付する応援券の枚数を減らす。

→使用しない地区は、そのまま応援券が残ることや地区コミュニティ及び地域まちづくり協議会にとっては事業を縮小することにもなりかねないため、採用しなかった。

改善案④ 現状のまま

→現在、応援制度を活用した事業が各地区で広がりをみせていることや、使用枚数が上昇していることなどから、現段階での大規模な改善はしないこととなった。

平成28年度に全地区コミュニティが地域まちづくり協議会への移行したことから動向を見つ何か問題等が発生した場合には、再度検討することとなった。制度周知を継続して行い、地域まちづくり協議会全体の使用率の底上げを図っていく。

③ 制度周知についてはどうか。

【意見への事務局対応】

・行政情報番組で、平成27年9月に登録団体の活動状況や応援交付金の活用事例を「市民活動応援交付金についてアンケート調査」の結果をふまえて放映し、制度の周知を図った。

7. 今後に向けての提言

市民活動応援制度は本市独自の制度であることもあり、これまで、様々な課題等も発生し、その都度、審査検証委員会を開催して改善策等を検討してきた。

この制度の目的である市民活動の活性化については、市民活動団体の活動発表の場の提供や応援交付金による活動資金の交付により、進んできていると思われる。また、地域まちづくり協議会や自治会などのコミュニティにおいても、応援券を使用するための新たな事業を設けたり、市民へ交付することにより地区事業へ市民参加へとつながっているようだ。

また、地域まちづくり協議会の協力のもと制度を実施して3年度目に入り、応援券の使用率も上昇し市民に定着しつつあるため、「市民力で地域力を高めるまちづくり」を進めるためにも、平成25・26・27年度の応援券の配付および応援金の交付状況を整理し、審査検証委員会の意見を踏まえた市民活動応援交付金交付要綱の見直し等により、本事業を継続して実施することが望ましい。

資 料

亀山市市民活動応援制度審査検証委員委員名簿

任期：平成25年6月11日～平成27年3月31日

平成27年4月1日～平成29年3月31日

選出区分	役職	氏名	性別
学識経験を有する者	・三重大学 人文学部准教授	いわさき やすひこ 岩崎 恭彦	男
市民活動団体に関し識見を有する者	・亀山市市民参画協働事業推進補助金 選定委員会委員 ・亀山市協働コーディネーター	かめやま ゆみこ 亀山 裕美子	女
公募により選出された者		くわな のりかず 桑名 憲一	男
亀山市地区コミュニティ連絡協議会の代表者	・前地区コミュニティ連絡協議会会長	にしかわ きよし 西川 喜賀	男
亀山市自治会連合会の代表者	・亀山市自治会連合会会長	おがわ めいほう 小河 明邦	男
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会の職員		ふじもと たかひさ 藤本 高尚	男
市長が必要と認める者	・元亀山市市民活動応援制度検討委員会委員 ・亀山市まちづくり基本条例推進委員	たなせ ひろゆき 田名瀬 寛之	男

亀山市市民活動応援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において流通する価値の媒体として市が発行する亀山市市民活動応援券(以下「応援券」という。)を市民が活用することを通じて、応援券を取得した市民活動団体に対し亀山市市民活動応援交付金(以下「応援金」という。)を交付することにより、市民活動の活性化を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体をいう。
- (2) 地区コミュニティ 別表に掲げる組織をいう。
- (3) 市民活動応援制度 この告示の定めるところにより、応援券を取得した市民活動団体に対し、応援金を交付する制度をいう。

(応援金の交付資格団体)

第3条 応援金の交付を受ける資格のある市民活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に事務所を有し、市内において活動していること。
- (2) 市内に住所を有する者3人以上で構成していること。
- (3) 規約、会則、定款等を有していること。
- (4) 次条の規定による申請書提出時の実施年度の初日において2年以上継続的に活動を行った実績を有し、今後も市内において活動を行う予定があること。
- (5) 市民を主たる対象とする活動をしていること。
- (6) 専ら団体の構成員のみを対象としない活動をしていること。
- (7) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (8) 法令に違反する活動をしていないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。
- (10) 応援金の交付を受けようとする年度に市の補助金等及び亀山市社会福祉協議会の助成金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

(市民活動応援制度の団体登録申請)

第4条 市民活動団体が市民活動応援制度に登録しようとする場合は、応援券の交付を受けようとする年度の前年度において市長が定める期間内に、市民活動応援制度団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動応援制度団体登録申請確認書(様式第2号)
- (2) 規約、会則、定款等及び構成員名簿等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(登録団体の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、亀山市市民活動応援制度審査検証委員会の審査を経た上で、当該申請をした市民活動団体について第3条に規定する要件を満たしている団

体(以下「登録団体」という。)とするか否かを決定する。この場合において、市長は、登録団体の決定をしたときは、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録団体とすることの可否を決定したときは、その旨を当該決定に係る市民活動団体に対し、市民活動応援制度登録団体可否決定通知書(様式第3号)により通知する。
(登録団体の活動)

第6条 登録団体は、市民及び地区コミュニティから事業又はサービスの提供の依頼があったときは、特別の理由がない限り、市内全域において事業又はサービスを提供するものとする。

(応援券の取得方法)

第7条 登録団体は、前条の規定により事業又はサービスを提供したときのお礼として、応援券を取得することができる。

- 2 前項に規定する方法によるほか、登録団体は、市民からの寄附により応援券を取得することができる。

(登録団体等の遵守事項)

第8条 登録団体は、応援券を取得するために、法令又はこの告示の規定に違反する不正若しくは不当な行為及び不当な働きかけをしてはならない。

- 2 市民及び地区コミュニティは、登録団体に対し、自らが利益を受けるために、不正又は不当な働きかけをしてはならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 活動を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 登録の抹消の申出をしたとき。
- (4) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消すべき理由が生じたとき。

(応援金の交付申請)

第10条 登録団体(応援券を発行した年度において第5条の規定による決定を受けた団体を含む。以下同じ。)は、応援金の交付申請をしようとする場合は、指定期間内に、市民活動応援交付金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動応援制度実績報告書(様式第5号)
- (2) 取得した応援券

2 前項の規定による応援券の交付申請額は30万円までとし、指定期間は第14条の規定により市が
応援券を発行した年度の翌年度の4月1日から5月31日までとする。

(平27告示52・一部改正)

(応援金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書及び添付書類等を審査し、適
当と認めるときは、速やかに当該登録団体に対し、市民活動応援交付金交付決定通知書(様式第
6号)により通知し、当該団体が取得した応援券1枚当たり100円の応援金を支払うものとする。

(応援金の使用に係る遵守事項)

第12条 前条の規定により応援金の交付を受けた登録団体は、次の事項を遵守しなければならない
い。

(1) 応援金は、報酬その他の名目のいかんを問わず、構成員で分配してはならないこと。

(2) 応援金は、今後の活動資金として使用しなければならないこと。

(応援金の返還)

第13条 市長は、登録団体が法令若しくはこの告示の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段によ
り応援金の交付を受けたときは、登録団体に対し、応援金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、
又は交付した応援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(応援券の発行)

第14条 市長は、1の年度ごとに応援券を発行する。

2 前項の規定により発行する応援券の枚数は、市長が決定する。

3 応援券の発行の権能は、市に属する。

(応援券の様式)

第15条 応援券の様式は、次の表のとおりとする。

寸法	縦 72.5ミリメートル 横 160ミリメートル
用紙	エンボス加工を施したもの
記載事項	表 発行元、管理番号、発行年月日及び有効期限
	裏 流通確認欄

2 市長は、応援券を新たに発行したときは、これを告示する。

(応援券の兌換の禁止)

第16条 応援券は、通貨(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和62年法律第42号)第2
条第3項に規定する通貨をいう。)と兌換することはできない。

(応援券の無効等)

第17条 応援券は、汚損、損傷その他の理由により、模様及び文字の認識が著しく困難なもの又は2分の1を超える部分が残存していないものは、無効とする。

2 応援券は、いかなる理由においても再交付しない。

(応援券の有効期限)

第18条 応援券の有効期限は、発行した年度の末日とする。

(応援券の交付先)

第19条 応援券は、地区コミュニティに交付する。

(応援券の交付申請)

第20条 応援券の交付を受けようとする地区コミュニティは、市民活動応援券交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(応援券の交付決定)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書を確認し、適当と認めるときは、当該地区コミュニティに対し市民活動応援券交付決定通知書(様式第8号)により通知し、応援券を交付するものとする。

(地区コミュニティの応援券の使用方法等)

第22条 地区コミュニティは、前条の規定により交付を受けた応援券を市民に配付するための事業を1以上実施しなければならない。

2 地区コミュニティは、登録団体に事業又はサービスを依頼する場合は、次に掲げる条件を遵守することにより、応援券を使用することができる。

(1) 地区コミュニティ内に活動拠点を置く団体以外の団体を1以上利用すること。

(2) 1地区コミュニティから1団体にお礼として使用できる応援券の枚数は、1年度で1000枚以下とすること。

(交付実績報告書等の提出)

第23条 地区コミュニティは、応援券の交付の決定を受けた年度の末日までに、市民活動応援券交付実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 地区コミュニティは、交付された応援券のうち、市民に配付しなかったもの又は登録団体による事業又はサービスのお礼に使用しなかったものは、前項の規定により提出する市民活動応援券交付実績報告書に添付して、市に返却しなければならない。

(市民及び市民活動団体の応援券の使用)

第24条 市民及び市民活動団体は、この告示の規定に違反しない限り、互いに同意する方法で応援

券を使用できる。

(亀山市市民活動応援制度審査検証委員会)

第25条 市民活動団体の登録審査及び市民活動応援制度の検証を行うため、亀山市市民活動応援制度審査検証委員会(以下「審査検証委員会」という。)を置く。

- 2 審査検証委員会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民活動団体に関し識見を有する者
 - (3) 公募により選出された者
 - (4) 亀山市地区コミュニティ連絡協議会の代表者
 - (5) 亀山市自治会連合会の代表者
 - (6) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査検証委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査検証委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査検証委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 8 審査検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 審査検証委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 審査検証委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 11 審査検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査検証委員会に諮って定める。
- 12 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 13 審査検証委員会の庶務は、共生社会推進室において処理する。

(市民活動等における事故等)

第26条 市長は、市民活動並びに応援券の使用において行われる市及び市の職員以外の者の全ての行為について、一切の責任を負わないものとする。

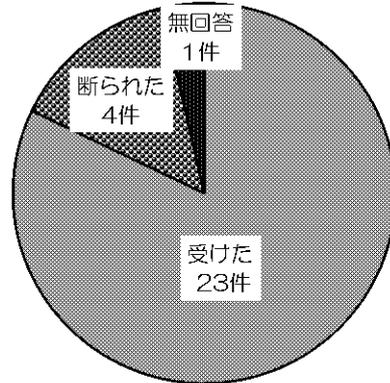
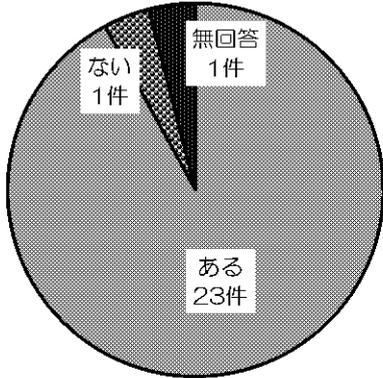
(その他)

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

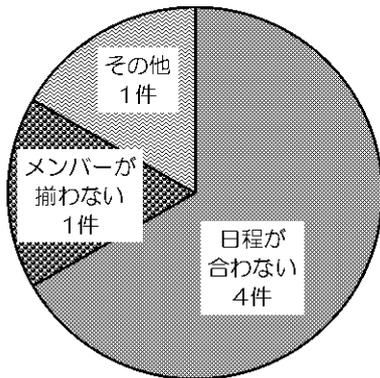
平成26年度 地区コミュニティアンケート
対象 25地区 実施時期 平成26年11月 回収率100%

問1 市民活動応援制度が始まってから、地区コミュニティの行事等で登録団体に依頼したことはありますか

問1-1 登録団体は依頼を受けましたか



問1-3 断られた理由を教えてください



遠方だから 0件

地元以外の地区だから 0件

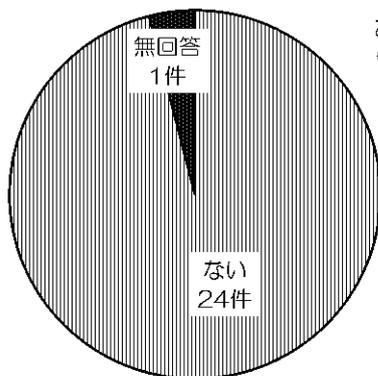
現在活動を休止している 0件

その他の理由

- ・あまりはっきり言わない
- ・稲刈り時期で忙しくて出来ない
- ・イベント日程の変更しないと実施出来ない

問2 冊子に搭載された提供内容以外の依頼をしたことがありますか

問3 登録団体はどのような基準で決定しましたか



ある 0件

他のコミュニティ等で評判がいいから 2件

応援券のお礼枚数が多いから 1件

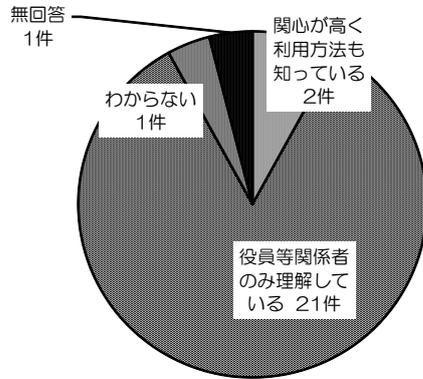
応援券のお礼枚数が少ないから 2件

何となく良さそうな感じがしたから 1件

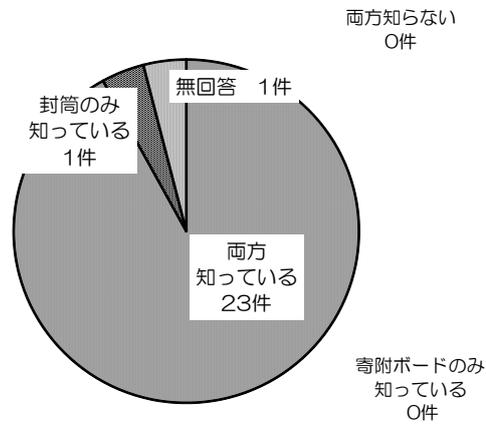
地元の登録団体だから 6件

イベントの内容に合っている団体だから 19件

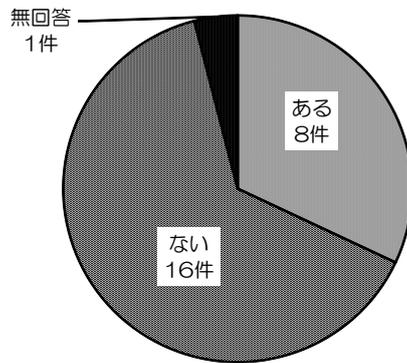
問4 応援券の使い方、または関心の度合いは地区でどれくらい浸透していると感じていますか。



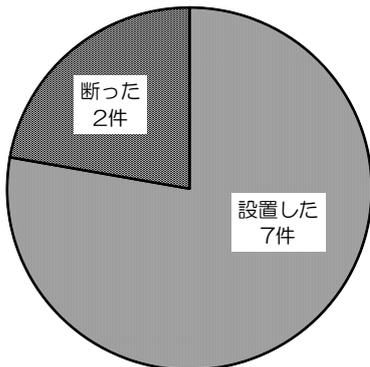
問5 応援券配付用の封筒や寄附ボード(ベニヤ板)を知っていますか。



問6 登録団体から団体独自の寄附ボックスの設置依頼を受けたことがありますか



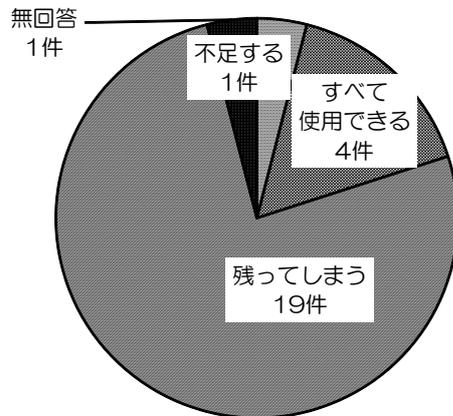
問6-1 設置依頼があった場合、設置しましたか



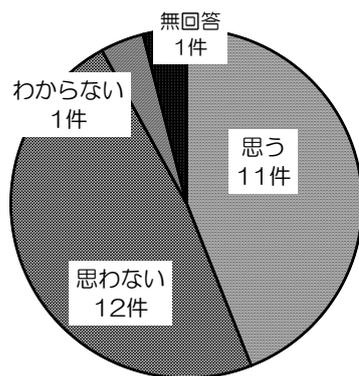
断った理由

- ・置く場所がなく管理が出来ない
- ・平成25年度は受けたが平成26年はボードがあるのでと言った

問7 平成26年度交付の応援券について使用見込をお聞かせ下さい



問8 登録団体は、地区コミュニティへ団体の宣伝（PR）する必要があると思いますか

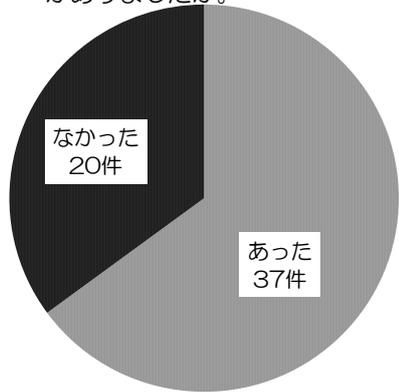


どのような方法で宣伝すればよいと思いますか

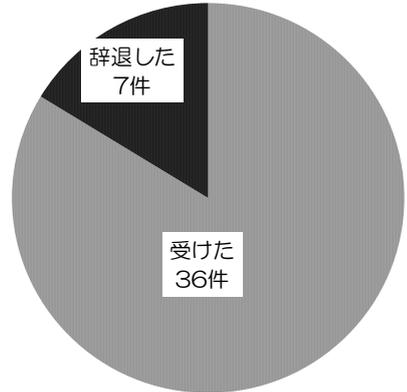
- ・まち協のイベントを広報にしているので適宜見合ったPRをしてほしい
- ・各団体でのPRチラシがあればと思います。
- ・自分たちで宣伝したほうがよい
- ・各団体の活動事例報告を広報その他の文書で行う
- ・団体等のPRをしてほしい（広報等による）
- ・チラシ等
- ・役員会、イベント等にチラシを持ってきて宣伝してほしい
- ・職員が地域に出向いて説明してPRしてほしい
- ・各自治会の回覧にもっとアピールするか、市民にわかりやすく、シールを配布するか

平成26年度 登録団体アンケート
 対象 57団体 実施時期 平成26年11月 回収率 100%

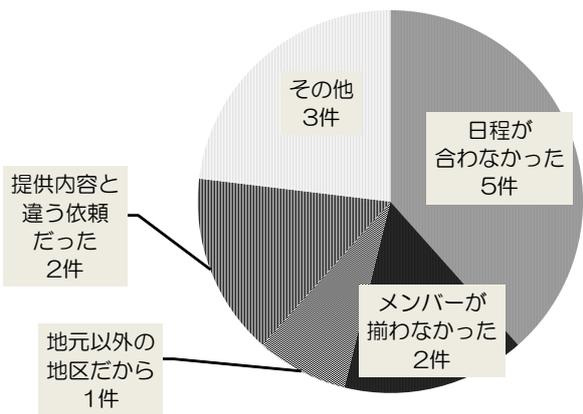
問1 市民活動応援制度が始まってから地区コミュニティや個人から依頼がありましたか。



問1-1 貴団体は依頼を受けましたか (問1であると答えた方)

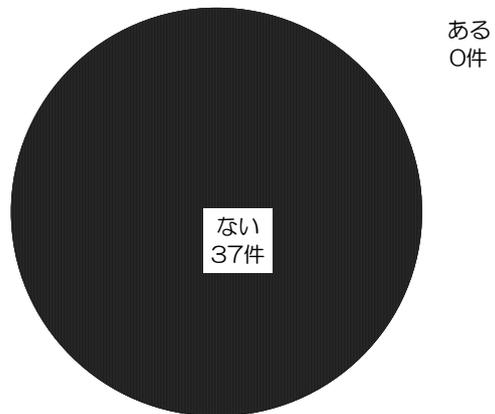


問1-3 辞退した理由を教えてください

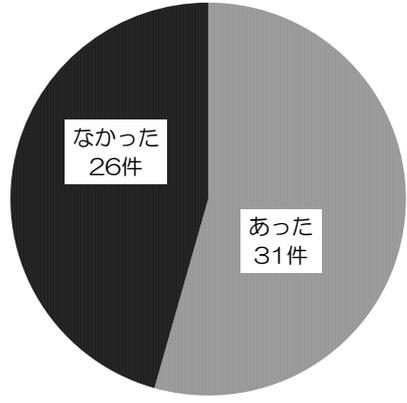


辞退したその他の理由
 ・材料代も応援券でほしいと言われたため
 ・限度枚数3000枚以上になったから
 ・依頼先の準備不足

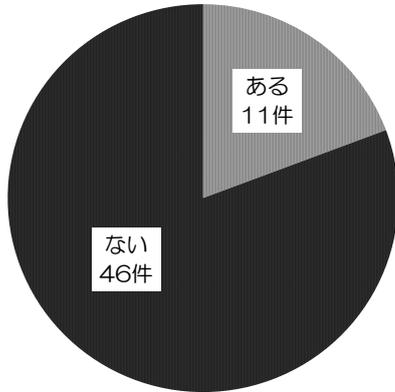
問2 冊子に搭載された提供内容以外の依頼を受けたことがありますか



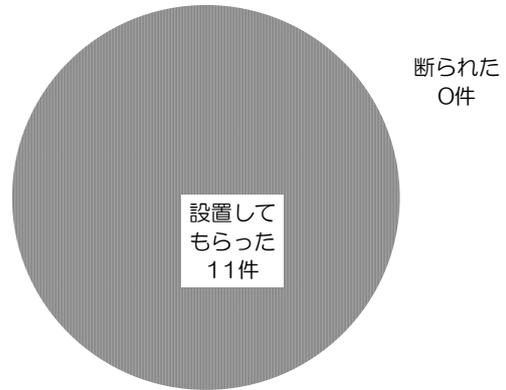
問3 これまで個人や他のグループ(地区コミュニティ以外)から直接、手渡しされた寄附はありましたか



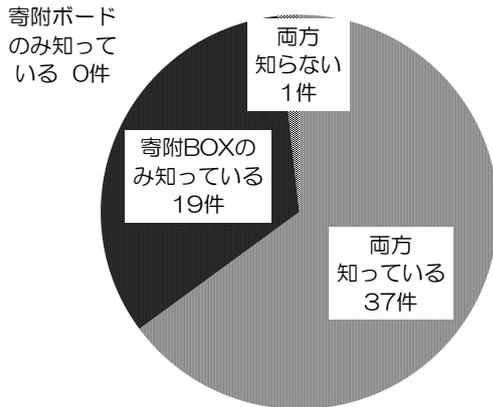
問4 貴団体独自の寄附ボックスを作成して、地区コミュニティセンターへ設置を依頼したことはありますか



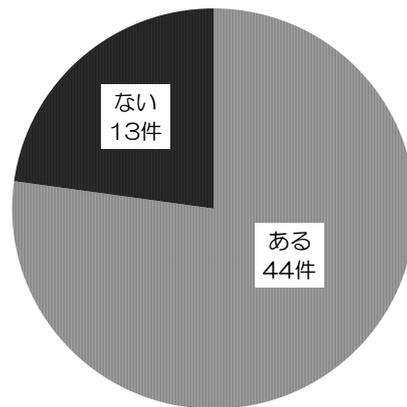
問4-1 設置を依頼して設置してもらえましたか



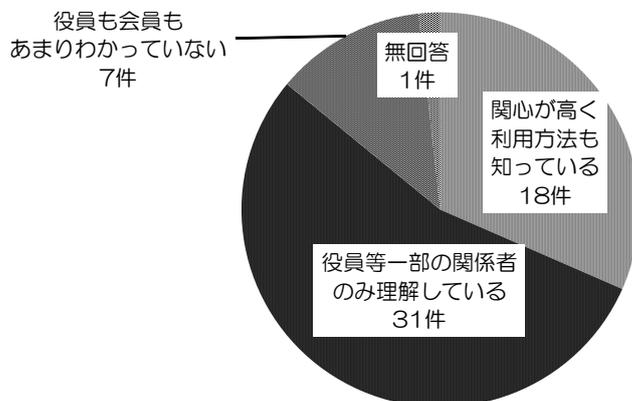
問5 協働センター「みらい」に常設してある「寄附ボックス」やベニヤ版の「寄附ボード」を知っていますか



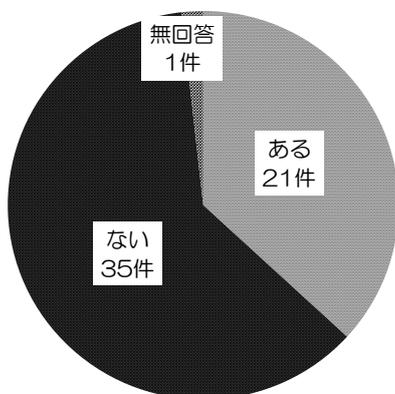
問6 協働センター「みらい」に常設してある「寄附ボックス」を確認したことはありますか。



問8 市民活動応援制度や応援券の使い方など、関心の度合いは貴団体内でどのくらい浸透していると感じていいますか



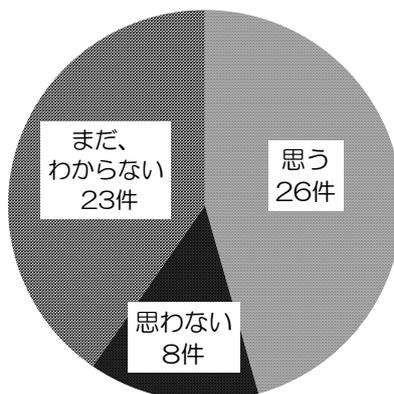
問9 貴団体は、地区コミュニティ等へ自分たちの活動を宣伝（PR）したことはありますか



どのような方法で宣伝しましたか

- ・コミュニティの活動に参加して知人に依頼
- ・口答で
- ・ボランティア活動中
- ・活動内容のポスターを持参
- ・寄附ボックスを持参した
- ・男の料理教室で
- ・独自の寄付ボックスを持参
- ・会報誌・チラシ。独自寄附BOX。会員から一般への口コミ
- ・チラシを渡した
- ・会報、文化祭でチラシ配布
- ・独自の寄附BOXを作って持参した
- ・会報を役員へお届け
- ・地区コミュニティ会報、チラシを配布
- ・地区コミュニティでの演奏時、他コミュニティ会長と一緒に聞いてもらっている
- ・全体の説明会でチラシを持参した
- ・口コミ、会った時、イベント時などに宣伝
- ・寄付ボックスを作って持参した
- ・文化祭でのブースによる啓蒙等
- ・独自の寄附ボックスを設置した
- ・会議などで口頭でお願いした
- ・独自の寄附ボックスを作り、みなさんに応援券の趣旨を説明した
- ・全体の説明会でチラシを持参した

問10 市民活動応援制度は良い制度だと思いますか



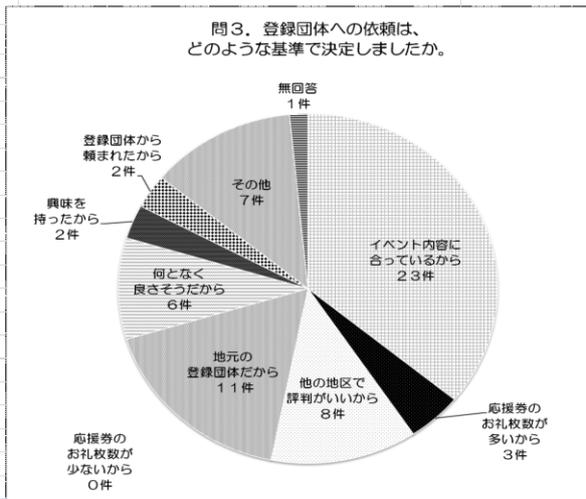
平成27年度 地区コミュニティアンケート		
対象 25地区	実施時期 平成27年9月	回収率 100%

問1：依頼した登録団体の中で、特に良かったと思われる団体

団体名	件数
	8件
	5件
	4件
	3件
	2件
	1件

問2：依頼した団体の中であまり良くなかったと思う団体

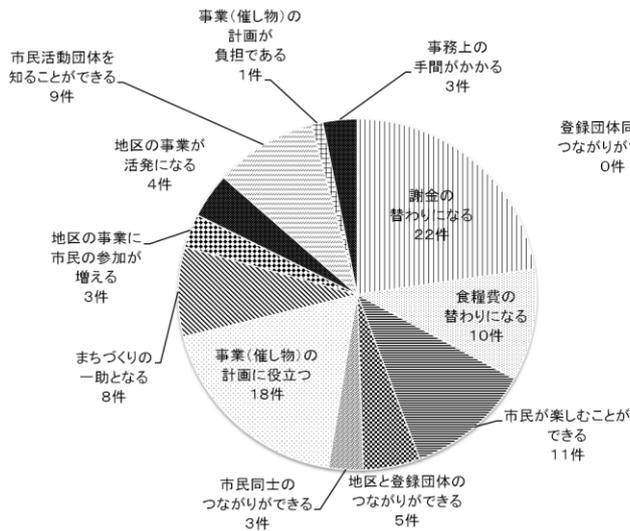
団体名	理由



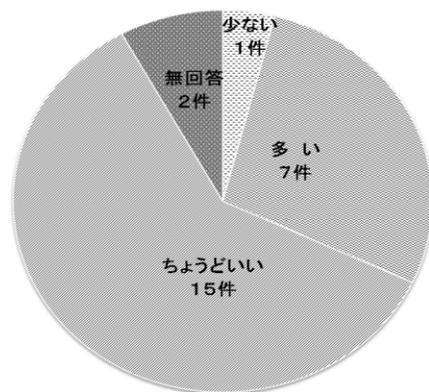
問3：登録団体への依頼は、どのような基準で決定しましたか

- その他 8件 (コメント)
1. 子どもの集まる事業は、お菓子は言はれると喜ぶから。
 2. 登録団体を増やして欲しい。
 3. 積極的に登録団体さんが宣伝された。
 4. 施設の規模に合った団体。
応援券の枚数が多すぎる団体(年間50枚~100枚)は、いくつかの事業に利用しようと思うと決めかねます。
参加者に配付するかということにも関わってくるので。
 5. 各行事で人気なのは、食べ物が出る行事です。
食べ物を提供していただける団体を増やしてほしいです。
 6. 食事に利用出来たから。
 7. 登録団体のメンバーの中に地元出身者がいた事。

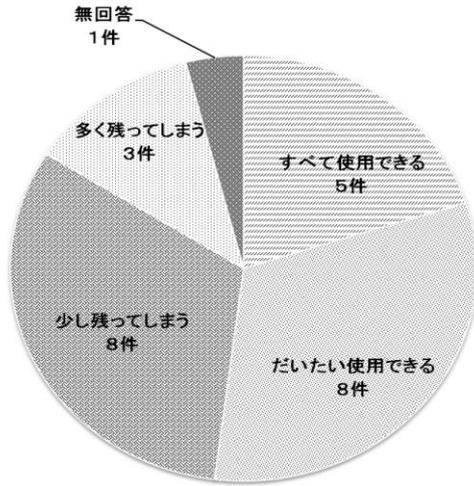
問4：各地区コミュニティで応援制度にご協力いただいていますかどのような利点があると思いますか



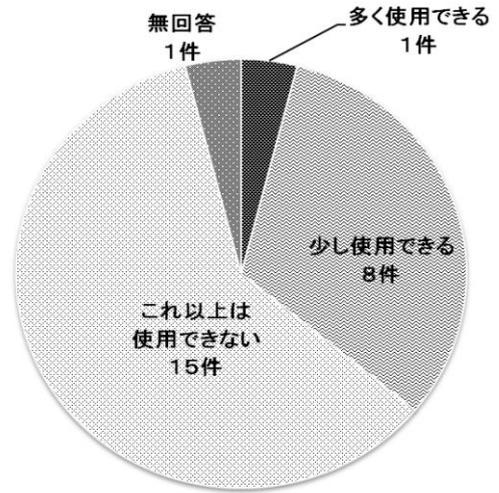
問5：各地区コミュニティへ配付する応援券の枚数についてお聞かせ下さい



問6. 今年度交付の応援券について、
使用見込みをお聞かせください



問7. 追加で応援券がもらえた場合、
どの程度なら使用できますか



目次：

■ 整合を確認する条例・計画等の範囲

整合を確認する条例・計画等の範囲・・・・・・・・・・ 4

■ 条例・計画等の策定の流れ

- 1：条例の制定・改廃（パブリックコメント対象）・・・・・・・・ 5
- 2：条例の制定・改廃（パブリックコメント対象外）・・・・ 6
- 3：規則、要綱等の制定・改廃・・・・・・・・・・ 6
- 4：計画の策定・変更（パブリックコメント対象）・・・・ 7

■ まちづくり基本条例との整合の確認

チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-9

チェックリストの公表・・・・・・・・・・ 10

◆ : まちづくり基本条例との整合の確認(チェックリスト)の公表

パブリックコメント手続きの対象となる条例や計画等の策定時に作成するチェックリストについて、まちづくり基本条例に対する職員の意識を一層高めるとともに、市民が客観的な目線で整合を確認できるよう、ホームページにて公表いたします。

対象となる条例や計画等の所管室においては、まちづくり基本条例との整合を確認したチェックリストを起案に添付して合議するとともに、当該リストのエクセルファイルを企画政策室[G]へメール送信してください。

パブリックコメント時において、チェックリストに対して意見が提出された場合は、今後のチェックリスト作成時の参考とするため、庁内で情報共有を図ることとします。

チェックリスト作成

パブリックコメント 手続きの対象となる 条例や計画等	【所管室】
----------------------------------	-------



チェックリスト公表

市ホームページ パブリックコメント ページの管理	【企画政策室】
--------------------------------	---------



市民

情報共有

意見

※パブリックコメント手続きの対象とならない条例や計画等については、チェックリストのホームページでの公表は行いませんが、まちづくり基本条例との整合に留意してください。

平成 28 年 10 月 3 日

職員各位

企画総務部長

パブリックコメント手続きの対象となる条例・計画等の策定に係る
亀山市まちづくり基本条例との整合について（通知）

平成 22 年 4 月に亀山市まちづくり基本条例を施行して以来、条例・計画等の策定時においてはチェックリストを用いて、条例との整合を確認してきました。

また、現在、第 2 次亀山市総合計画の策定や分野別計画の見直しが関係部署で行われており、条例との整合を確認する機会が多くなっています。

このような背景を踏まえ、まちづくり基本条例に対する職員の意識を一層高めるとともに市民が客観的な目線で確認できるよう、亀山市まちづくり基本条例推進計画（H28-H29）に基づき、平成 28 年 10 月より、パブリックコメント手続きの対象となる条例・計画等の策定時に作成するチェックリストをパブリックコメント公開時にホームページで公表いたします。

つきましては、条例・計画等の策定の際には、前述の内容を踏まえた上で、以下に掲載してある事務手順に沿って、まちづくり基本条例との整合の確認を行っていただきますようご留意願います。

（IPKシステム内の掲載場所）

「ライブラリ」→「計画・マニュアル」→「002. 各種マニュアル」
→「条例・計画等の策定に係るまちづくり基本条例との整合マニュアル」

（担当）

企画総務部企画政策室 波多野

TEL84-5123（内線 214）